

医療法の改正に伴い県条例で定める病院等の人員配置並びに施設及び構造基準等（案）について

1 条例制定趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。）の制定に伴い医療法が改正され、病院における人員配置基準等が条例委任されたことによるもの。

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大等

2 施行日

平成25年4月1日

3 条例に制定すべき項目（概要）

医療法改正に伴う条例の制定について

| 条例で定めることとされたもの | | 条例を定めるに当たっての厚生労働省令で定める基準の位置づけ | |
|-------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|---|
| 病院又は診療所 | 専属薬剤師設置基準 | 従うべき基準 | 病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所 |
| 病 院 | 1 人員基準（医師・歯科医師以外） | 従うべき基準 | 薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者、栄養士 |
| | | 参酌すべき基準 | 診療放射線技師、事務員その他の従業者、理学療法士及び作業療法士 |
| 療養病床を有する診療所 | 2 施設基準のうち、従来「その他厚生労働省令で定める施設」とされていたもの | 参酌すべき基準 | 消毒施設及び洗濯施設、談話室、食堂、浴室 |
| | | 従うべき基準 | 看護師及び准看護師、看護補助者 |
| 療養病床を有する診療所 | 1 人員基準（医師・歯科医師以外） | 参酌すべき基準 | 事務員その他の従業者 |
| | | 参酌すべき基準 | 談話室、食堂、浴室 |
| 既存病床数及び申請病床数を算定するに当たって行う補正の基準 | | 従うべき基準 | 医療機関の開設許可申請等において、既存病床数及び申請病床数を算定するに当たって、職域病院等（労災、医療型障害児入所施設等、国開設病院）、医療観察法指定病院及びICU等（ICU、RI、無菌病床）の病床等について補正を行う |
| 既存の病床数の算定の基準 | | 従うべき基準 | 介護老人保健施設の入所定員に0.5を乗じて得た数を既存病床数とみなす |

4 法令上の区分

| 基準の種類 | 内 容 |
|---------|---|
| 従うべき基準 | 必ず適合しなければならない基準（基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、異なる内容を定めることは不可） |
| 参酌すべき基準 | 国の基準を十分参照した結果であれば、異なる内容を定めることが許容される |

5 基準策定上の考え方

(1) 「従うべき基準」によるもの
国の基準どおり

(2) 「参酌すべき基準」によるもの

病院、診療所開設の最低基準を定めるものであり、これまで、国の法令による基準により当該施設等の設置目的に応じた適切な運営が行われていることから、愛知県として、現行の国基準と異なる内容を定める合理的な理由はない。

国の基準どおり

病院における人員基準

| 区 分 | 現行基準 | 条例案 |
|-----------------------|----------------------------------|-----|
| 診療放射線技師 事務員、その他従業者 | 病院の実情に応じた適当数 | 同 左 |
| 理学療法士 作業療法士 | 療養病床を有する病院にあっては、 病院の実情に応じた適当数 | 同 左 |

療養病床を有する診療所における人員基準

| 区 分 | 現行基準 | 条例案 |
|------------|-----------------------|-----|
| 事務員、その他従業者 | 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数 | 同 左 |

病院、療養病床を有する診療所において有すべき施設基準

| 区 分 | 現行基準 | 条例案 |
|-------------|-------------------------------|--|
| 病 院 | 消毒施設及び洗濯施設〔当該業務を委託している場合を除く。〕 | ・消毒施設…蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない。 |
| 療養病床を有する診療所 | 談話室、食堂及び浴室〔療養病床を有する病院に限る。〕 | 1 談話室…療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。 2 食堂…内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。 3 浴室…身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。 |
| 療養病床を有する診療所 | 談話室、食堂及び浴室 | 1 談話室…療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。 2 食堂…内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。 3 浴室…身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。 |

新たに条例で定める基準の一覧

新たに条例で定める基準

| 改正政令名 | 条 項 | 概 要 | 内 容 | 基 準 | 法令上の区分 | 県で定める基準 | | |
|----------------------------|---|-----------------------|--|---|---|---------|---------|---------|
| 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) | 第2条の2 | 既存の病床数の補正 | 介護老人保健施設の入所定員数を療養病床の病床数とみなす | 入所定員数に0.5を乗じて得た数 | 従うべき基準 | 国の基準どおり | | |
| | 第6条の6 (新設) | 専属薬剤師設置の基準 | 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置く | 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所 | | | | |
| | 第19条第2項 (新設) | 病院の従業員数の基準 | 薬剤師 | 精神病床及び療養病床の入院患者の数 / 150 それ以外の病床の入院患者の数 / 70 外来患者に係る処方箋の数 / 75 上記の合計(端数切り上げ) | | | | |
| | | | 看護師及び准看護師 | 療養病床、精神病床及び結核病床の入院患者の数 / 4 感染症病床及び一般病床の入院患者の数 / 3 上記の合計(端数切り上げ)に外来患者30ごとに1を加えた数 産婦人科又は産科においては適当数を助産師とする 歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては適当数を歯科衛生士とすることができる | | | | |
| | | | 看護補助者 栄養士 | 療養病床の入院患者4ごとに1 病床数100以上の病院には1 | | | | |
| | 第21条の2第2項 | 療養病床を有する診療所の従業員の員数の基準 | 看護師及び准看護師 | 療養病床の入院患者4ごとに1 | | | | |
| | | | 看護助手 | 療養病床の入院患者4ごとに1 | | | | |
| | 第30条の33 | 既存病床数及び申請病床数の補正 | 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの (独)労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの 特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院 (独)自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所 | 次の式により算定した数(次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定する。 当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数 / 当該病床の利用者の数 | | | | |
| | | | 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの | 既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しない | | | | |
| | | | 介護老人保健施設の入所定員数 | 入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定 | | | | |
| | | | ハンセン病療養所である病院の病床 | 既存の病床の数に算定しない | | | | |
| | | | 心神喪失状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床 | 既存の病床の数に算定しない | | | | |
| | 第19条第3項 (新設) | 病院の従業員数の基準 | 診療放射線技師、事務員その他の従業者 理学療法士及び作業療法士 | 病院の実状に応じた適当数 療養病床を有する病院にあっては、実状に応じた適当数 | | | 参酌すべき基準 | 国の基準どおり |
| | 第21条第1項 | 病院の施設の基準 | 消毒施設及び洗濯施設 | (消毒施設について) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるもの | | | | |
| | | | 談話室 | (療養病床を有する病院について) 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さ | | | | |
| 食堂 | | | (療養病床を有する病院について) 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき1㎡以上 | | | | | |
| 第21条の2第3項 | 療養病床を有する診療所の従業員の員数の基準 | 事務員その他の従業者 | 診療所の実状に応じた適当数 | | | | | |
| | | 第21条の4第1項 | 療養病床を有する診療所の施設の基準 | 談話室 | (療養病床を有する病院について) 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さ | | | |
| 食堂 | (療養病床を有する病院について) 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき1㎡以上 | | | | | | | |
| 浴室 | (療養病床を有する病院について) 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの | | | | | | | |